

平成26年度版

業務改善に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまへ

業務改善助成金が利用しやすくなりました。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

制度の概要

800円まで引上げる計画は廃止され、時間給40円以上引き上げる（単年度のみ）計画となります。

- 事業場内で最も低い時間給40円以上引上げ、また、労働者の意見を聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備、器具の導入、研修等の業務改善を実施するために要した経費を助成する制度です。
- 業務改善計画例：パソコン等の導入、業務用車両等の購入、建設業における大型機械の導入、介護福祉施設における複雑な介護報酬等の計算のシステム化等

支給額

上限は100万円に変更ありませんが、30人以下の事業主は負担額が軽減されます。

- 業務改善経費の2分の1
（※ 企業規模30人以下は4分の3に改正）
業務改善経費は10万円以上の計画とする。
{ 下限は5万円
 上限は従来どおり100万円です。 }
- 対象事業主
長崎県内に事業場があり、事業場内最低賃金の時間額が800円未満の労働者を使用している中小企業事業主
- 改正点（注）
申請時において3回以上の賃金支払い実績が必要となりました。

ワン・ストップ相談窓口

最低賃金総合相談支援センター

- 経営と労務管理の専門家による相談
- シンポジウムの開催（参加費無料）
- 専門家による個別課題の分析・検討
- 中小企業最低賃金引上げ支援対策費（業務改善助成金）に関する相談

無料で相談できます！

まずは下記にお電話を

上記に関してのお問い合わせ・申請先

◎ 長崎県最低賃金総合相談支援センター

長崎県社会保険労務士会
長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B ☎：095-821-4454

● 長崎労働局労働基準部賃金室 ☎：095-801-0033

〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>